

令和6年度（2024年度）八王子市はちバス運行事業補助金交付要綱

令和6年（2024年）4月1日施行

（目的・趣旨）

第1条 この要綱は、八王子市内の路線バスを補完し、交通空白地域を中心に高齢者をはじめとした市民の移動、外出支援を図り、もって快適で人にやさしい交通環境の実現に資するため、八王子市はちバスを運行する事業者に対しサービス維持に必要な経費の一部を補助することについて、「補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）」（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業）

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、協定に基づき補助事業者が実施する八王子市はちバス運行事業とする。

（補助事業者）

第3条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、道路運送法（昭和26年6月1日号外法律第183号）第4条に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受け、八王子市とはちバスの運行に関する協定を締結した者とする。

（交付額）

第4条 補助金の交付額は、補助事業により得られる運賃収入その他収入から補助事業の実施に要する人件費、燃料油脂費、車両修繕費等の経費の総額を差し引いた場合における収支不足額とし、予算の範囲内の額とする。

（交付対象期間）

第5条 前条に規定する補助金の交付対象期間は、令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までとする。

（交付申請）

第6条 補助事業者は、補助事業の実施により補助金の交付を受けようとする時は、八王子市はちバス運行事業補助金交付申請書（第1号様式）に、運行事業計画書、収支計画内訳書、その他必要な書類を添えて、令和6年（2024年）4月1日までに市長に提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、規則第7条第1項の規定に基づき審査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をし、補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定に際し、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の請求は、前条第1項の規定による補助金の交付決定通知後に、八王子市はちバス運行事業補助金交付請求書(第3号様式)により6月及び12月の2回に分けて請求するものとする。ただし、1回目の請求額は交付決定額の2分の1とする。

(交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(内容変更等の申請)

第10条 補助事業者が交付決定後に次の各号に該当するときは、速やかに八王子市はちバス運行事業補助金交付申請書(変更等)(第4号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(内容変更等の承認)

第11条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、八王子市はちバス運行事業補助金交付決定通知書(変更等)(第5号様式)により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による交付の決定に際し、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付して通知するものとする。
- 3 内容変更等の承認をした場合、第8条の規定については別途協議の上決定するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業について、次に定めるところにより、市長に報告書を提出しなければならない。

- (1) 月次報告(毎月10日まで)

運行実績(輸送人員、支払種別、その他必要と認める事項)を記載した八王子市はちバス運行事業月次報告書(第6号様式)に、輸送人員及び運賃収入詳細を添えて報告すること。

- (2) 実績報告書(交付対象期間終了後または事業廃止後1月以内)に補助事業の成果及び輸送実績並びにその他必要と認める事項を記載した八王子市はちバス運行事業実績報告書(第7号様式)に、事業報告書及び決算内訳書を添えて報告すること。

(交付額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合において、実績報告書の審査等により補助金等決定の内容及び通知に付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、八王子市はちバス運行事業補助金確定通知書（第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金等の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
 - (4) 前3号のほか、規則及び他の法令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第7条第1項に規定する通知は、第1項の規定による取り消しをした場合に準用する。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助事業者の責務)

- 第16条 補助事業者は、補助金等の交付の決定の内容及び通知に付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金を他の用途へ使用してはならない。
- 2 補助金に係る予算の執行の適正を図るため、補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めるときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、前項に規定する資料を、補助事業の完了後、5年間保存しなければならない。
 - 4 補助事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

(調査)

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、事業者に対して補助事業に関する報告を求め、又は関係書類を調査することができる。

(事業計画書の提出)

第18条 補助事業者は、引き続き次年度において補助事業により補助金の交付を受けようとするときは、8月末日までに八王子市はちバス運行事業計画書(第9号様式)、収支計画内訳書、その他必要な書類を市長に提出するものとする。

(補助事業の見直し)

第19条 当該補助事業については、「補助金制度見直し方針(平成31年(2019年)2月)」に基づき、補助の目的達成度等の観点から評価及び見直しを行うものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

事業者名

代表者氏名

所在地

電話番号

八王子市はちバス運行事業補助金交付申請書

年度八王子市はちバス運行事業を次のとおり実施いたしますので、八王子市はちバス運行事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

申請補助金額 ￥ _____ 円

ただし、当補助金の対象となる事業及び経路は、次のとおりです。

- 1 事業名 八王子市はちバス運行事業
- 2 経路
- 3 期間 年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- ① 運行事業計画書
- ② 運行経路図
- ③ 運行予定表
- ④ 収支計画内訳書

第1号様式（裏）

事業の目的	
事業の内容	

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

様

八王子市長

八王子市はちバス運行事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 交 付 額 ¥ _____ 円
2. 補助対象事業 八王子市はちバス運行事業
3. 運 行 経 路
4. 運 行 期 間 年 月 日から
 年 月 日まで
5. 交付条件 別紙のとおり

第2号様式（別紙）

交 付 の 条 件

- 1 補助金の交付は次のとおり行う。なお、交付方法は概算払いとし、補助事業の完了後に精算するものとする。
第1回 6月 ￥ _____円
第2回 12月 ￥ _____円
- 2 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けること（軽微なものは除く。）。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- 4 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 5 補助事業が完了したときは1か月以内に実績報告書を市長に提出すること。
- 6 5により実績報告を受けた場合、これを審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、是正のための措置を命ずることがある。
- 7 次のアからエまでの一に該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
イ 補助金を他の用途に使用したとき。
ウ 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
エ 前各号のほか、補助金等の交付の手續等に関する規則及び他の法令に違反したとき。
- 8 7により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消し部分に関し、既に補助金を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された補助金の額を返還すること。
- 9 補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めるときは、定時又はその内容を報告すること。
- 10 補助事業に係る帳簿、領収書その他の資料については、補助事業の完了後、5年間保存すること。
- 11 市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じること。
- 12 当該補助金は、「補助金制度見直し方針（平成31年（2019年）2月）」に基づき、終期を設定し見直しを行うものとする。

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

事業者名

代表者氏名

所在地

電話番号

八王子市はちバス運行事業補助金交付申請書（変更等）

年度八王子市はちバス運行事業を次のとおり実施いたしますので、八王子市はちバス運行事業補助金交付要綱第10条の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 変更区分 | 変更 ・ 中止 ・ 廃止 |
| 2 申請補助金額 | ¥ _____円 |
| 3 既決定済金額 | ¥ _____円 |
| 4 増減金額 | ¥ _____円 |
| 4 補助事業名 | 八王子市はちバス運行事業 |
| 5 対象経路 | |
| 6 対象期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 7 変更する日 | 年 月 日 |

添付書類

- ① 運行事業計画書
- ② 運行経路図
- ③ 運行予定表
- ④ 収支計画内訳書

第4号様式（裏）

事業の目的	
-------	--

事業の内容 (変更分)	
----------------	--

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

様

八王子市長

八王子市はちバス運行補助金交付決定通知書（変更等）

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 交付額	¥	_____	円
既決定済交付額	¥	_____	円
増減交付金	¥	_____	円

2. 補助対象事業 八王子市はちバス運行事業

3. 運行経路

4. 運行期間 年 月 日から
年 月 日まで

5. 交付条件 別紙のとおり

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

事業者名

代表者氏名

所在地

電話番号

八王子市はちバス運行事業月次報告書

八王子市はちバス運行事業 年 月分の運行実績を下記のとおり報告します。

記

- ① 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
② 運行実績

コース区分	運行日数	走行料	輸送人員	運賃収入
合計				

添付資料	1 輸送人員詳細
	2 運賃収入詳細

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

事業者名

代表者氏名

所在地

電話番号

八王子市はちバス運行事業実績報告書

年 月 日付で補助金の交付決定の通知を受けた 年度八王子市はちバス運行事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

申請補助金額 ￥_____円

- ① 事業名 八王子市はちバス運行事業
- ② 運行経路
- ③ 運行期間 年 月 日から 年 月 日まで
- ④ 運行経費 ￥_____円（別紙経費内訳参照）
- ⑤ 運行実績

コース区分	運行日数	走行料	輸送人員	運賃収入
合計				

第7号様式（裏）

補助事業等の成果	
添付書類	1 事業報告書 2 決算内訳書

第8号様式（第13条関係）

年 月 日

様

八王子市長

八王子市はちバス運行事業補助金確定通知書

年 月 日付で報告のあった八王子市はちバス運行事業の運行実績に基づき、補助金額を次のとおり確定しましたので通知します。

記

交付決定額	¥	円
交付済額 (A)	¥	円
交付確定額 (B)	¥	円
精算額 (A-B)	¥	円
備考	上記の精算額¥ _____円については、 年 月 日までに指定の納付書により返還するものとする。	

第9号様式（第18条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

八王子市はちバス運行事業計画書

八王子市はちバス運行事業の 年度の運行を次のとおり計画していますので届出します。

1. 事業名 八王子市はちバス運行事業
2. 運行期間 年 月 日 から 年 月 日
3. 運行経路 別紙「運行経路図」のとおり
4. 運行回数 別紙「運行予定表」のとおり
5. 収支計画 別紙「収支計画内訳書」のとおり

事業者名

代表者氏名

所在地

電話番号